



地域安全ニュース

白山野々市防犯協会 TEL 076-274-4193
白山警察署 TEL 076-216-0110



万引きは犯罪です！

白山警察署管内で三番目に多い犯罪が万引きで本年8月末までに97件認知しています。

万引きをしてしまったら…
どうなるの？



「窃盗罪」に問われます！

盗んだものがたとえ安価なものであっても「犯罪」に変わりありません。

「1回目なら見逃してもらえる」「返品したり代金を支払えば済む」などの甘い考えも通用しません。また、実際に万引きをせず、**見張り役やおとり役**だったとしても**共犯となり同罪**です。

万引きを見かけたら

「面倒なことに関わりたくないから…」と見て見ぬふりをする風潮が規範意識の低下を招きます。

「**世間は万引きを見逃さない**」という**厳しい目**を持ち、お店の人に知らせましょう。

みなさんが**関心を持つ**ことで、
万引き防止に繋がります。

その警察官は

カードが不正利用されている
手帳を見せるのでビデオ通話をしましょう



本物ですか？

この詐欺は、携帯電話に警察官を名乗って電話がかかり「あなたの口座が犯罪に利用されている」「あなたの携帯電話が犯罪に利用されている」などと不安をあおり、通話のほかにSNSやビデオ通話に誘導します。



見破るポイント

ビデオ通話で連絡をとる警察官？

警察官が業務上、トークアプリ等のSNSを使って連絡を取ることは**絶対にありません！**

警察官が逮捕状の画像を掲示？

警察官が逮捕状等の令状の画像をメールやトークアプリ等のSNSで見せたり送ったりすることは**絶対にありません！**

警察官がお金を振り込ませる？

警察官が業務上、ATMに誘導し操作させたり、自宅に来てキャッシュカードや通帳等を預かることは**ありません！**

怪しいなと思った時は・・・

電話やビデオ通話を切って、**対面で最寄りの警察署へ**ご相談ください。

相手方から教示された番号には、決して折り返さないでください！